宅配ロッカー使用細則

グリフィン横浜・桜木町規約第 18 条に基づき、本物件内に設置する宅配ロッカー（以下「ロッカー」という。）の使用については、次のとおり使用規則を定める。

第 1 条（使用目的）

ロッカーは区分所有者並びに占有者（以下「組合員等」という。）が不在時に各種配達小荷物を組合員等に代わって受取、一時保管するためのものであるため、組合員等が在宅の場合は使用できないものとする。

第 2 条（保管の制約）

次に掲げるものはロッカーに保管することはできないものとする。

(1) 定寸法及び重量を上回る物品。
(2) 動物。
(3) 発火・引火・爆発等の危険物、劇薬、及び悪臭を発する不潔な物品。
(4) 現金及び株券・債権等の有価証券類、宝石貴金属類。
(5) 犯罪の用に供される恐れのあるもの、その他公序良俗に反するもの。
(6) 生鮮食料品、その他腐敗変質しやすいもの。
(7) 封書・葉書類。
(8) 販売サンプル品等受取人の不特定なもの。
(9) ロッカーを汚損又は破損する恐れのあるもの。
(10) その他保管に適さないと認められるもの。

第 3 条（保管できないものを入れた場合の措置）

保管品が前項に該当する疑いのあるときは、本物件管理者（管理受託者を含む。）がロッカーを開扉のうえ、実情に応じ保管品を開抜、破棄する等適当な処置をとることができる。

第 4 条（保管期間）

保管開始の日から 7 日間とする。

第 5 条（経過後の処置）

保管期間が経過したにもかかわらず、保管品の引取がない場合は、本物件管理者（管理受託者を含む。）がロッカーを開扉のうえ、保管品を保管、破棄する等適当な処置をとることができる。

第 6 条（清掃のための開扉）

本物件管理者（管理受託者を含む。）が一定期間ごとにロッカーを開扉のうえ、清掃を行なうことができる。

第 7 条（破棄等による損害賠償）

第 3 条および第 5 条により保管品を破棄された場合、当該保管品の受取人は管理組合（管理受託者を含む）に対して一切の責任を問うことは出来ないものとする。

また、組合員等が故意又は過失によりロッカーを破損した場合は、当該組合員等はその損害を賠償しなければならない。

第 8 条（事故による責任）

ロッカー内の保管品が盗難、破損等の損害を生じても本物件管理者（管理受託者を含む。）はその責任を負わないものとする。

第 9 条（細則外事項）

この細則に定めのない事項は、法令及び管理規約の定めるところによるほか、理事会の決定すると

ころによる。

第 10 条（細則の改廃等）

本宅配ロッカー使用細則の変更及び廃止は、総会の決議を経なければならない。

附　　則

この細則は、平成 18 年 6 月 4 日より効力を発する。